

互助会だより



松山城天守からの展望

2014年

4月号

第106号

◆平成26年度事業計画及び予算

- ・各事業会計の概要 2
- ・給付事業の給付内容 6
- ・お知らせ 8

第21回評議員会

平成26年度事業計画及び予算承認



.....
 去る3月7日開催され
 た第21回評議員会におい
 て、平成26年度事業計画
 及び予算案等が、原案の
 とおり議決されましたの
 でそのあらましをお知ら
 せします。

平成26年度事業計画及び予算にかかる各事業会計の概要

法人会計収支

(単位：千円)

科 目		金 額
収 入	基本財産運用収入	5
	雑 収 入	4
	繰 入 金 収 入	5,000
	計	5,009
支 出	管 理 費	4,968
	計	41

この会計は管理業務や互助
 会全般に関する事項の会計で
 す。
 本年度は、基本財産の利配等
 収益が少ないので他会計から繰
 入金を頂き収支を改善すること
 にし、4万1千円の収支差額が
 見込まれ、次期繰越収支差額に
 計上する予算となりました。
 収支は次のとおりです。

法人会計

公益事業会計

事 業 項 目	予 算 額	備 考
公立養護施設に対する奉仕 事業	1,000 千円	4施設へ実施
地域住民の自治意識の啓発 に関する事業	1,000 千円	4市町へ実施
市町又は市町職員が住民を 対象として行う文化活動に 対する助成に関する事業	1,000 千円	4市町へ実施
合 計	3,000 千円	

この会計は、地域住民の福祉
 の向上に係る活動を通じ、市町
 行政の円滑、かつ能率的運営を
 支援し、併せて地方自治の振興
 及び社会公共の福祉の向上に寄
 与することを目的とし公益事業
 を行います。
 次表のとおり、公益事業支出
 額の1件当たり限度額は25万円
 です。

公益事業会計

厚生事業会計

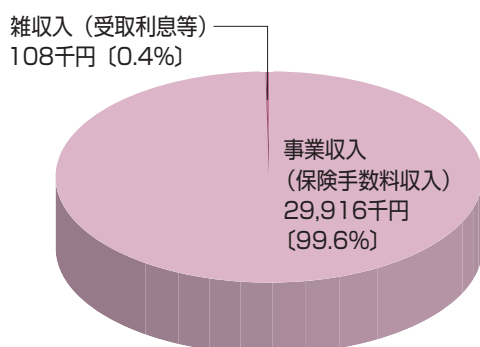
現職会員等の生活の安定と福利の増進をはかるため、次の事業を継続して行います。

- 1 がん保険事業
 - 2 共済グループ保険
 - ① 団体定期保険
 - ② 医療保障保険
 - ③ 療養給付プラン
 - ④ 重病克服支援
 - 3 積立年金事業
- 新規加入者 募集中止

新規加入・内容の変更等については、がん保険は、平成26年6月下旬から7月に、共済グループ保険は、平成26年8月下旬から9月上旬に、それぞれ募集しますので、そのときにお申し込みください。
収支は円グラフのとおりです。

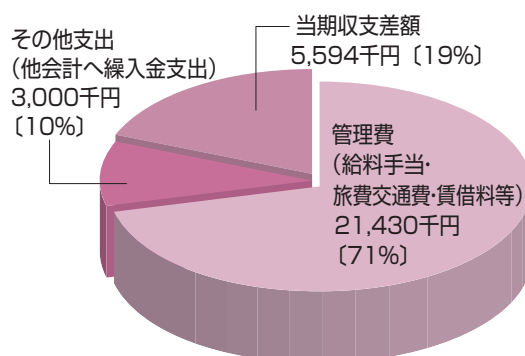
厚生事業会計(収入)

合計 30,024千円



厚生事業会計(支出)

合計 30,024千円



給付関係

◇給付事業会計では、現職会員及び退職会員並びにその家族の生活の安定と福利の増進に寄与し、併せて公務の効率的運営に資することを目的としており、皆さんの職場と暮らしに最も身近な事業です。
現職会員に対する給付事業(医療補助金を除く。)を運営する給付事業会計の給付は17種類です。

◇現職会員に対する「医療補助金」の給付事業を運営する共済事業会計は、公費(負担金)を財源とし、会員の掛金1千分の1のみを財源とした制度で運営しています。
◇退職会員に対する給付の退職者医療給付事業を運営する退職福祉事業会計は、現職期間中の掛金の1千分の0.5相当分が、将来加入するための費用負担(拠出金)分として積立てられています。

給付事業会計

◇給付事業の予算は概ね平成25年度を踏襲することになりましたが、新法人では、収支相償の予算編成が義務づけられているため、従来のように不足金補てん積立金からの大幅な補てんができなくなり、収入に見合う支出の予算策定となっています。

産前産後休業期間中の掛金・負担金免除

平成26年度の産前産後休業期間中の掛金・負担金については育児休業中の掛金・負担金免除者と同様の取扱いとし、給与が支払われる場合であっても掛金・負担金については免除されることになりました。



平成26年度 人間ドック等補助金額

受検コース	1受検当たり
1日ドック	一律1,000円
2日通院ドック	
1泊2日ドック	
脳ドック	

退会記念給付金については、支給条件の「満50歳以上で退職し、退職の日まで引き続き10年以上ある場合について」のうち、満50歳以上という年齢制限を撤廃し、若年層にも支給することになりました。

退会記念給付金の 年齢制限廃止

競技大会助成金については、所属所間の共同による競技等が減少し、請求が激減していることから平成25年度末で廃止いたしました。

競技大会助成金廃止

退職福祉事業会計

◇この会計では、退職者医療給付事業として、現職会員が退職後国民健康保険等に参加した場合、医療費の自己負担が増大し、長期入院をした場合などは生活が圧迫される恐れがありますので、その心配を解消するため退職後満60歳に達した日から満70歳に達した日の属する月の月末までの間、医療費の自己負担額の一部が補てんされる事業をしています。

基礎控除額 7千円

◇退職後退職者医療給付事業に加入された退職会員の医療給付の基礎控除額は、平成26年度は前年同様7千円で実施いたします。

共済事業会計

基礎控除額 1万3千円

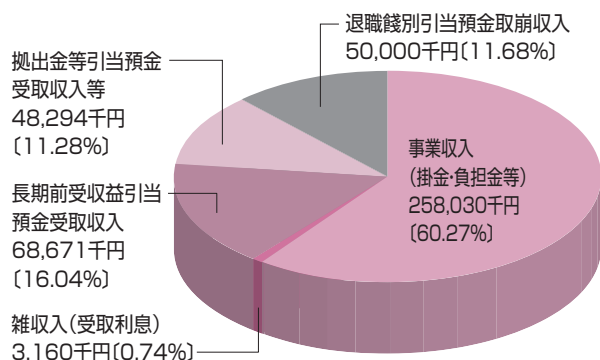
◇現職会員又はその被扶養者が、病気又は負傷のため医療を受け、一部負担金を保険医療機関に支払った場合に、当該一部負担金の額から共済組合等から支給される高額療養費の額及び共済組合等からの付加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた額を控除して得た額が、1件につき1万3千円を超えると、その超える金額に相当する額を給付します。

平成26年度の給付事業会計等の収支は下表のとおりです。

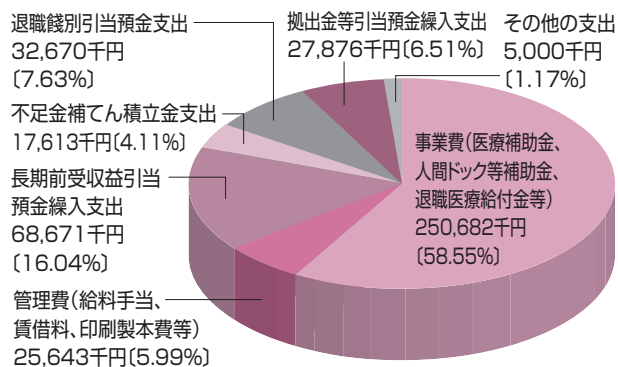
給付の種類及び給付額は、別表(6～7頁参照)のとおりです。



給付事業会計等(収入) 合計 428,155千円



給付事業会計等(支出) 合計 428,155千円



北海道の7月募集概要

北海道(3班)

1	日 程	5	行 程
	9月30日(火)～10月4日(土)		
2	募 集 人 数		
	40人(退職予定者以外の枠10人を含む。)		
3	費 用		
	未定(互助会の助成金額は、「カナダ」、「イタリア」と同じ。)		
4	応募資格、ホテルの宿泊室、 参加者の決定方法及び催行の可否		
	「カナダ」、「イタリア」と同じ		
	日 次	日 程	宿 泊 地
1	1	松山空港 — 羽田空港 — 新千歳空港 — 旭山動物園 — 旭岳温泉	旭岳温泉
2	2	旭岳温泉 — 網走(博物館網走監獄・オホーツク流氷館) — ウトロ	ウトロ
3	3	知床観光船 ウトロ ～ ウトロ — 知床峠 — 羅臼 — トドワラ — 摩周湖 — 硫黄山 — 阿寒湖畔	阿寒湖畔
4	4	阿寒湖遊覧船 阿寒湖 ～ 阿寒湖 — 清水 — 夕張 — 札幌市内	札幌市内
5	5	札幌市内 — 小樽市内 — 新千歳空港 — 羽田空港 — 松山空港	(解 散)

平成25年度定年退職等される方への「北海道研修」のお知らせ

カナダ、イタリア研修の募集時に、7月に募集の北海道研修の予約をされた方は、7月募集時に案内文書をご自宅に送付いたします。

予約されなかった方は、7月中旬に所属所へ北海道研修の募集について通知いたしますのでご確認ください。

また、予約されなかった方は、応募者数が募集人数を下回った場合に参加することができます。

いずれの場合も退職時の所属所から申し込んでください。



平成27年度末で職員研修事業を廃止!

会員の視野を広げ資質の向上と親睦を図る目的で実施してまいりました「職員研修事業」については、現在の取扱要領での実施を平成27年度で終了することといたします。

今後は、旅行者による会員専用(公務員用)に企画された旅行プランを互助会が皆さんにご案内する旅行斡旋業務に変更することを検討しています。

また、退会記念給付金を含め、今後、互助会制度としての充実した給付事業内容をめざすこととしております。

会員の皆様にはご理解ご協力をお願いします。

現職会員

■■■入院差額料補助金■■■

現職会員又はその被扶養者が入院し、主治医の承認を受け、治療上個室に収容され、その室の差額を負担した場合
1日につき2,000円（限度100日）

予算額 3,604,000円

■■■入院見舞金■■■

現職会員が病気又は負傷で保険医療機関に引き続き8日以上入院した場合
20,000円

予算額 5,280,000円

■■■災害見舞金■■■

現職会員が水震火災その他の非常災害により住居及び家財の5分の1以上損害を受けた場合
50,000円

予算額 750,000円

■■■結婚祝金■■■

現職会員が結婚した場合（退職後3ヶ月以内の場合を含む。）
初婚 30,000円
再婚 15,000円

予算額 6,750,000円

■■■出産祝金■■■

現職会員又はその配偶者が出産した場合（退職後6ヶ月以内の場合を含む。）
20,000円

予算額 11,220,000円

■■■入学祝金■■■

現職会員の子が小学校又は中学校に入学した場合
25,000円

予算額 39,050,000円

■■■銀婚祝金■■■

現職会員が結婚して満25年を迎えた場合
15,000円

予算額 2,025,000円

■■■職員研修事業助成金■■■

現職会員の視野を広め、資質の向上に資するため、互助会において実施する国内外の研修事業に参加する現職会員に費用の一部を助成する。（退職予定者は配偶者も含む。）
50,000円

予算額 6,000,000円

■■■永年会員祝金■■■

現職会員の在会期間が引き続き20年又は30年に達した場合（特別職は、10年又は15年）
20年（特別職10年） 10,000円
30年（特別職15年） 15,000円

予算額 12,140,000円

■■■死亡弔慰金■■■

現職会員及びその配偶者、子、父母及び被扶養者が死亡した場合
現職会員 30,000円
その他 10,000円

予算額 3,460,000円

■■■人間ドック等補助金■■■

現職会員又はその被扶養者が人間ドックを利用した場合又は現職会員が脳ドックを利用した場合
1受検 一律 1,000円

予算額 11,360,000円

■■■在宅看護見舞金■■■

現職会員又は同居の家族が自宅において同居の常時介護を必要とする家族を1年以上看護した場合
10,000円（1事業年度に1回）

予算額 80,000円

■■■遺児奨学一時金■■■

現職会員が死亡したとき、生計を同じくしている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（就労している子は除く。）
1子につき100,000円

予算額 500,000円

■■■会議費■■■

共済組合等と共同して生涯生活設計セミナー等を開催する。

予算額 538,000円

給

付

事

業

の

現職会員

■■■介護休暇給付金■■■

現職会員が介護休暇に関する条例又は規程に基づく介護休暇の承認を受けて休暇を取得した場合
1日につき給料日額×60／100（限度90日）

予算額 390,000円

■■■退会記念給付金■■■

現職会員が退職した場合において、その者の現職会員期間が10年以上あり、かつ、現職会員期間中に職員研修事業助成金の給付を受けていないとき
額面50,000円の旅行クーポン券

予算額 26,031,000円

■■■医療補助金■■■

現職会員又はその被扶養者が保険医療機関に医療費の支払をした場合
1件につき13,000円を控除した金額
（100円未満は切捨て）

予算額 48,306,000円

■■■競技大会助成金■■■

2所属所以上で30人以上の現職会員が参加のスポーツ大会を実施した場合
（平成25年度末廃止）

予算額 100,000円

退職会員

■■■退職医療給付金■■■

退職会員等が病気又は負傷で保険医療機関等に医療費の支払をした場合
1月につき7,000円を控除した金額
（100円未満は切捨て）

予算額 56,500,000円

■■■退職医療返還一時金■■■

- (1)現職会員が退職した場合において、退職会員になる資格のない者又は退職会員にならなかった者
在職期間1年につき5,000円
(2)満60歳を超えて退職会員等の資格を取得した場合
60歳を超える年数1年につき5,000円

予算額 15,720,000円

■■■退職医療死亡弔慰金■■■

- (1)退職会員等が満55歳以上満60歳未満で死亡した場合
一時拠出金額と現職会員期間1年につき5,000円を合算した額
(2)退職会員等が満60歳以上70歳未満で死亡した場合
給付残存期間1年につき10,000円

予算額 419,000円

■■■退職医療脱退一時金■■■

- (1)退職会員等が満55歳以上満60歳未満で脱退した場合
一時拠出金額と現職会員期間1年につき5,000円を合算した額
(2)退職会員等が満60歳以上70歳未満で脱退した場合
給付残存期間1年につき10,000円

予算額 459,000円

現職会員対象に17種類の給付事業を、退職会員に4種類の給付事業の計画をしております。給付事業にかかる予算額は、250,682,000円を計上しております。



事務局職員に異動がありましたのでお知らせします。

退任(平成26年3月31日)

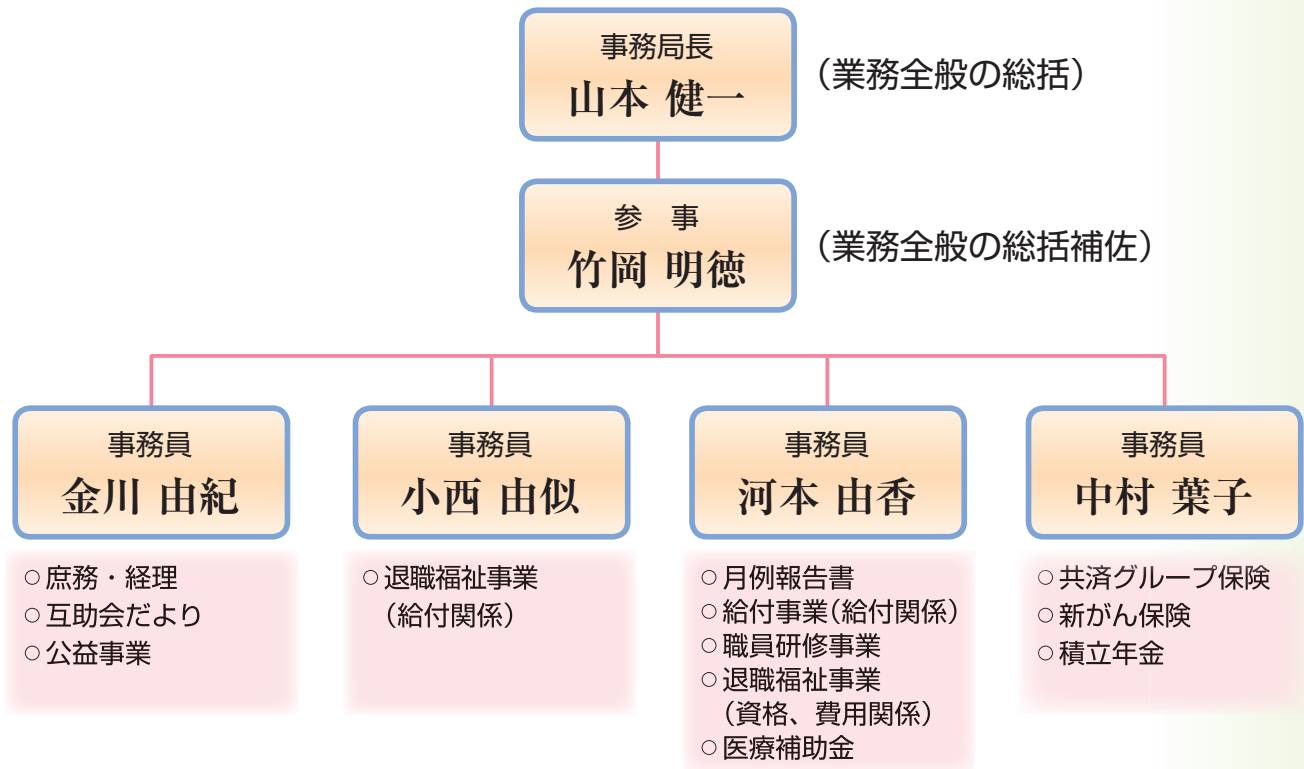
事務局長 大西 猛

就任(平成26年4月1日)

事務局長 山本 健一
参 事 竹岡 明德

新事務局組織は下表のとおりです。本年度もよろしくお願いします。

▶▶▶ 互助会事務局組織 (平成26年4月1日現在) ◀◀◀



共済グループ保険配当率等

保 険 の 種 類	配 当 率 等
団体定期保険	51.100%
医療保障保険	35.178%
療養給付プラン	無 事 故 払戻 20%

皆様方にご加入いただいています共済グループ保険の配当金(配当率は左表のとおり)を平成26年2月28日に加入者の指定口座に送金しました。

お知らせ

互助会の概況

(平成26年2月末現在)

・所属所数	42
・会員数	現職会員 15,063 人 退職会員 3,634 人
・被扶養者	17,672 人
・平均給料月額	310,229 円

表紙によせて

松山城天守からの展望

松山城は、賤ヶ岳の戦いで七本槍として活躍した武将「加藤嘉明」が慶長7年(1602年)に築城(創建当初5重)に着手したとされ、その後、1642年に三重に改築されましたが、1784年には落雷により焼失、安政元年(1854年)に再建され、現存する12の天守の一つであり、日本三大連立式平山城でもあります。また、二の丸史跡庭園は、2013年に「恋人の聖地」としてNPO法人地域活性化支援センターの認定を受け、若い人々を魅了する「恋のパワースポット」として年間500件ほどの結婚式の前撮りの場所となっております。